

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元裕

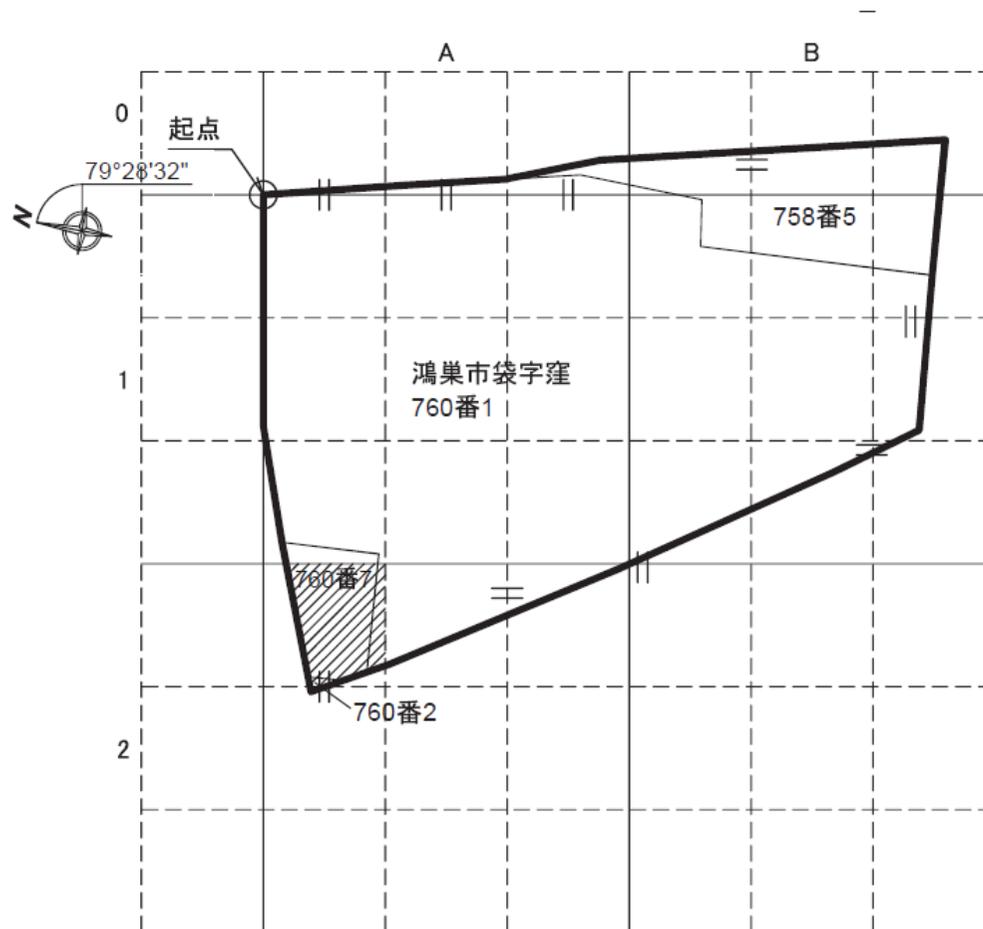
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市袋字窪七百六十番一の一部、七百六十番二及び七百六十番七の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

別図

鴻巣市袋字窪758番5、760番1、760番2、760番7



(凡例)

- 単位区画 (10m × 10m=100㎡)
- 30m格子 (30m × 30m=900㎡)
- == 区画統合
- 筆境界
- 対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域 (砒素溶出量)

【起点】

起点は、鴻巣市袋字窪760番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (79度28分32秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。